

❁ 対象者

山梨県内在住であり、県から「小児慢性特定疾病」として認定されているお子さんおよびその保護者ら。

※小児慢性特定疾病の詳細は、以下にてご確認ください。

- 「小児慢性特定疾病情報センター」ウェブページ (<https://www.shouman.jp/>)
- 山梨県ホームページ「小児慢性特定疾病医療費支給認定」

❁ 保健所で受けられる支援

❁ 医療費助成に関する相談（申請窓口）

❁ 保健師、栄養士等による療養上の相談・指導

個別支援：来所相談、保健師等による訪問

集団支援：交流会や学習会など

❁ 疾病や遺伝に関する専門相談

保健所では、随時相談に応じています。また、必要に応じて主治医と連絡をとりながら学校や就労関係の機関等と連携し支援を行います。専門相談、交流会や学習会などの詳細はお住まいを管轄する保健所にお尋ねください。

❁ 中北保健所	0551-23-3073
(韮崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市・中央市・昭和町)	
❁ 峡東保健所	0553-20-2753
(山梨市・笛吹市・甲州市)	
❁ 峡南保健所	0556-22-8155
(市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町)	
❁ 富士・東部保健所	0555-24-9034
〔富士吉田市・都留市・大月市・上野原市・道志村・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村・富士河口湖町・小菅村・丹波山村〕	

❁ 自立支援員による支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援員（以下「自立支援員」といいます）が、本人やご家族などと一緒を考えながら、お子さんの自立・就労をサポートします。（自立支援員は、保健所と連携しながら支援にあたります）

❁ 支援内容

▶ 各種支援の利用計画作成・フォローアップ

疾病を抱えたお子さんの状況や希望等を踏まえて、自立・就労に向けて支援実施機関との調整を行います。また、自立に向けた計画づくりの支援や、フォローアップ等を行います。

▶ 関係機関との連絡調整等

個別の状況に合わせて、学校、企業等との連絡調整や、各種機関・団体が実施している支援策についての情報の提供等を行います。

❁ 委託先

医療法人笹本会 おおくに訪問看護ステーション

❁ 相談受付時間

9時～17時 不定休 ※休日対応はしておりません
(電話に出られない場合は、折り返しご連絡させていただきます)

❁ 相談・お問い合わせ

ご相談は無料です（通話料のみご負担をお願いします）

小児慢性特定疾病児童等自立支援員
助産師・看護師 森 良子
☎：080-8494-1065（平日9時～17時）
✉：ookuni-zaitaku@bj.wakwak.com



山梨県では慢性的な疾病により、長期にわたり治療などを必要とする児童らの健やかな成長や生活スキルの獲得を図るため「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を実施しています。

児童や保護者の皆様のご相談を受け、よりよい生活について一緒に考えていきます。

お気軽に近くの保健所または自立支援員にご相談ください。



リーフレット発行（第2版）
山梨県福祉保健部健康増進課
難病担当
Tel : 055-223-1496



小児慢性特定疾病のお子さんの 自立を支援します

— 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業のご案内 —



山梨県福祉保健部健康増進課